



特別養護老人ホームの「特例入所」に係る国の指針（骨子案）示す ～認知症などを要件として示す～

◆28日、厚労省で全国介護保険担当課長会議が開催され、要介護1や2の軽度者でも特例的に指定介護老人福祉施設への入所を認める指針の骨子案が示されました。今年6月の医療介護総合確保推進法の成立により、来年4月以降新たに指定介護老人福祉施設に入所することができる人は原則要介護3以上の人限定されることとなりますが、一方でやむを得ない事情がある場合には要介護1や2の人でも特例的に入所を認める（以下「特例入所」という。）方針が示されており、今回の骨子案はその要件等を具体的に示したものです。

特例入所の判断主体は現在の入所判定と同様に各施設であることなどを踏まえ、入所判定の公平性や各施設での判断基準に大きな差異を出さないようにすることが指針作成の背景にあります。具体的な特例入所の要件（勘案事項）は認知症や知的障害などで日常生活に支障がある場合など、右の4項目が挙げられています。また施設は、要介護1や2の人から入所申し込みがあった場合には入所検討委員会の開催前に市町村に報告すること、入所検討委員会で特例入所の検討を行う際は市町村に意見を求めることができるとしたことも併せて示されました。

厚労省は今後内容を調整し、パブリックコメントなどを募集したうえで年内を目途に指針を公表する予定となっています。限られた財源でより入所の必要性が高い人が利用できるように特養の重点化が図られることになりましたが、指針を通して利用者の実情に沿ったものとなるかが注目されます。

（参考：厚労省HP／CBニュース）

＜特例入所の要件案(勘案事項)＞

- 認知症で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難である
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難である
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難である
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難である

処遇改善等加算などのあり方検討 ～保育新制度に向けた議論～

◆去る7月31日、子ども・子育て会議および基準検討部会の合同会議が開催され、使途制限と処遇改善等加算のあり方などについて検討が行われました。

使途制限のあり方については、施設型給付や地域型保育給付に関して使途制限を設けないとする一方、私立保育所に係る委託費は現行制度同様に使途制限を設けるといった方針が示されました。また、公費に係る透明性を確保する観点から第三者による監査の必要性について指摘しており、給付費を受領する施設類型については市町村による財務チェックではなく、公認会計士又は監査法人による監査を基本とすることも検討されているようですが、今後の議論を見守りたいところです。

また新制度における処遇改善等加算については、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算が実施される予定ですが、幼稚園教諭や保育士の平均勤続年数が他の産業に比べて短い傾向にある現状が指摘され、長く働くことができる職場を構築することが不可欠としています。その上で、職員の平均勤続年数が10年以上になると加算率が頭打ちとなっている現行の民改費を改め、より長く働いた場合の対応等を検討する方針です。

（参考：内閣府HP）

検討されている内容（一部抜粋）

- 使途制限の取扱いについて
- 私立施設における指導監督等のあり方について
- 加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象
- 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応
- 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み
- キャリアアップに対応した仕組み

平成26年度人事院勧告 ～月給、ボーナスともに引き上げ～

◆人事院は7日、2014年度の人事院勧告を行いました。今年度は民間給与との格差を解消するため、一般職の月給を平均で0.27%、期末・勤勉手当を0.15ヶ月分、それぞれ引き上げる勧告となりました。

近年は民間の賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月給、期末・勤勉手当とも減少または据え置き勧告が続いていましたが、景気回復に伴う民間企業の賃上げの動きを反映して7年ぶりの増額となっており、これに伴って保育所運営費等の遡及改定にも影響することが予想されます。

人事院の調査では、今年4月の国家公務員の平均給与月額408,472円で、民間を1,090円下回っていました。また、期末・勤勉手当は民間を0.17ヶ月分下回る3.95ヶ月となっていたため、4.10ヶ月へ引き上げる内容となりました。勧告が実施された場合、行政一般職の平均年間給与額は79,000円程度増加して約6,618,000円となります。

勧告を受け、今後政府では給与関係閣僚会議を開催したのち給与法の改正案を国会に提出することになりますが、政府内では勧告を尊重する方針が確認されている模様で、勧告通りに実施されることが予想されます。

（参考：人事院HP／毎日新聞ウェブ／読売新聞ウェブ他）

人事院勧告の推移

	月給 勧告率	ボーナス 対前年比
平成19年	+0.35%	+0.05月
平成20年	-	-
平成21年	△0.22%	△0.35月
平成22年	△0.19%	△0.20月
平成23年	△0.23%	-
平成24年	-	-
平成25年	-	-
平成26年	+0.27%	+0.15月